

北野清掃施設・下水施設関係町会連絡協議会要綱

(設置及び目的)

第1条 八王子市が、北野町地内のごみ処理施設、し尿処理施設、余熱利用施設及び下水処理施設について八王子市と周辺住民代表とが環境整備等諸問題を協議し相互の理解を深め事業の円滑な推進を図ることを目的として「北野清掃施設・下水施設関係町会連絡協議会」(以下、「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 北野清掃工場、北野下水処理場及び北野衛生処理センターの環境保全対策に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次の委員をもって組織する。

- | | | | |
|-----|--------|--------------|----|
| (1) | 住民代表委員 | 北野町町会代表委員 | 3名 |
| | | 明神町一丁目町会代表委員 | 3名 |
| | | 明神町二丁目町会代表委員 | 3名 |
| | | 大和田町会代表委員 | 3名 |
| | | 大和田一丁目町会代表委員 | 3名 |
| (2) | 市委員 | 資源循環部長 | |
| | | 水循環部長 | |
| | | 水循環部水再生施設課長 | |
| | | 資源循環部北野清掃工場長 | |

(会長、副会長及び会計監査)

第4条 協議会には会長1名、副会長1名、会計監査2名を置く。

- 2 会長は、住民代表委員より選出する。
- 3 副会長は、市委員より選出する。
- 4 会計監査は、住民代表委員より選出する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、年3回開催する。

- 2 さらに必要が生じた場合、及び会長が認めた場合は臨時の会議を開催することができる。
- 3 協議会の会議は、非公開とする。但し、会議内容については、住民より情報公開制度に基づき請求があった場合は、閲覧できるものとする。

(委員以外の出席)

第6条 委員のほか必要に応じて、会長が認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、資源循環部北野清掃工場に置く。

- 2 事務局は、資源循環部北野清掃工場及び水循環部水再生施設課の職員をもって構成する。

(その他)

第8条 この会議の運営上、疑問が生じたときは、その都度協議会の協議により決定する。

附則

この要綱は、平成5年7月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年3月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年5月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年5月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。